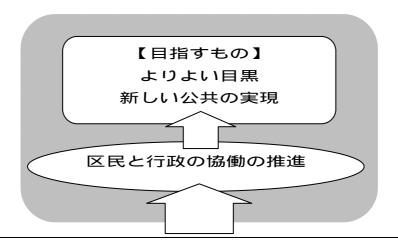
# 提言 「目黒らしい協働のあり方」



平成16年11月 協働のしくみづくりを考える区民フォーラム

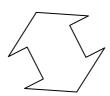
## 【協働のしくみ相関図】



#### 協働事業実施に向けて

協 働 事 業 の 提 案・実施のしくみ

#### 政策策定過程への参画に向けて



政策立案前の区民による案づくりのしくみ

協働型の審議会のしく

地域密着型 課題の案づ くりのしく み

## 区民活動活発化に向けて

区民活動の人 材確保のしく み 活動拠点提供 のしくみ

活動資金の支援のしくみ

活動情報の共 有化のしくみ

#### はじめに

近年、地域課題や住民のニーズが複雑化・多様化する中で、全国各地で市民活動が活発に展開されるとともに、これまで主に行政が担うものとされてきた公共分野でも、地域住民や市民活動団体と行政との協働による柔軟で効果的な対応が求められるようになってきました。一方、地方分権の推進により、地域の個性や主体性に応じた地域社会の形成が、行政にも求められるようになってきました。

このような中、目黒区においては、基本構想の基本方針として、住民 自治の理念に基づく「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」が示 され、これに基づいて、目黒区における協働の考え方や進め方を示す方 針を策定することとしています。

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム(以下協働区民フォーラム)」は、この方針の検討に当たって、区行政が検討する前に区民が検討するという試みとして区から呼びかけられ、参加した区民が自ら協働のあり方やしくみを考え、目黒区長へ提言することを目的に自主的に活動してきました。

従来のように行政が素案をつくるのではなく、区民自らが白紙の段階から案をつくりあげたこと、ここに、今回の提言の「目黒らしさ」があります。まさに、区民と行政の新しい関係の最初の実験・実践の場であり、今回の貴重な経験の蓄積は、今後の「協働のあり方」につながるものとなるでしょう。

このたび、提言「目黒らしい協働のあり方」をまとめることが出来ましたが、私達がこの提言を検討してきた中で大切にしてきたことは、第1に、区民自らが知恵を出してつくるということです。第2は、参加メンバーの協働に対する共通認識を十分に得るということです。そして第3は、参加していない区民の皆さんに対しても協働の必要性を理解していただくとともに、検討の状況を知っていただき、広く意見を集めて提言をまとめていくということです。

このため、学習会の開催や運営上の工夫をして検討を進めるとともに、 自主ホームページの開設、中間報告会や地域別説明会の開催などによる 情報提供と意見収集に努めながら提言を作成してきました。 私達の提言の目指すものは、この提言により作られるしくみを十分に活用し機能させ、区民と行政の特質を活かした役割分担による主体的な活動により、目黒区の地域課題を具体的に解決し、よりよい目黒をつくっていくことにあります。

この提言が、今後区が策定する「協働を推進するための方針」に十分に反映されるとともに、この提言に示す「区民と行政の新しい関係」の構築に区が最大限の努力を行い、「よりよい目黒の実現」に向けての第一歩として踏み出すことを願っています。

最後に、私達は提言作成にあたり、多くの区民の皆さんの声を聞く中で、目黒区には既に「協働」の素地があることと、一方で最大の課題は、協働の具体的な担い手となる区民と行政双方の意識の改革にあることを実感しました。

提言の実現に向けて、協働による意識改革の推進を期待します。

平成16年11月15日

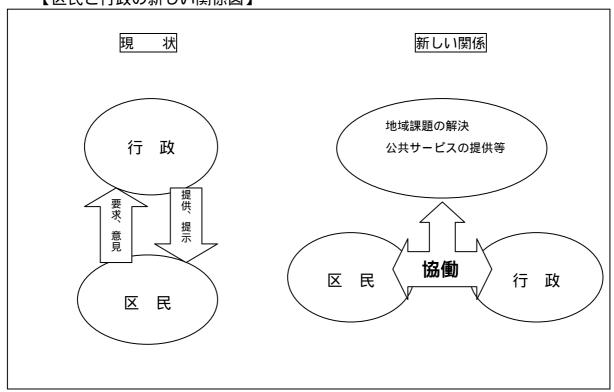
協働のしくみづくりを考える区民フォーラム

## 第1章 私達が考える区民と行政の協働

私達は今回、区民と行政の新しい関係を表す言葉として、「協働」という言葉を使うことにしました。これは、従来のような、区民が行政に意見・批判・要求をするという一方通行的な関係ではなく、積極的にそして主体的に、区民の頭を使い知恵を出し、身体を使って行動することにより、よりよい目黒をつくることを目指す活動が「協働」であると考えるからです。

「協働」という言葉は、国や地方自治体、特定非営利活動法人 1 (いわゆるNPO法人)やボランティア 2 団体などの間で数多く使われています。その語源としては、パートナーシップ 3、コラボレーション 4、コ・プロダクション 5 などがあり、いろいろな意味で使われているようです。以下、私達が考えた今回の提言における「協働」の考え方についてまとめました。

## 【区民と行政の新しい関係図】



注1: 印については、巻末に用語解説をしてあります。

注2:検討段階での意見は、分科会の検討の中で出された意見を記載したものです。

## 1 協働の理念

協働の理念は、区民と行政がこれまで以上に連携・協力し、主体的に地域課題の解決や公共サービスの提供等を担い、よりよい目黒を実現することです。 区民ニーズの多様化と時代の変化による協働事業分野(新しい公共 6)の 出現は、区民と行政の役割分担の見直しからはじまります。

私達が目指す協働型社会とは、区民と行政が、相互に対等の立場で連携・協力し、各々の役割分担に基づく責任と義務を果たすことによって、よりよい目黒の実現を図ろうとする社会です。

#### (検討段階での意見)

- ・協働のとらえ方として「安上がり」という面もあると思うが、「住民意識の高まり」という面も あるのでは。
- ・ 協働というときに、主体は行政ではない。行政はアドバイザー。
- ・これまでは、行政が作ってきたものを受けながら修正してきた。これからは民が作るシステム が必要。
- ・「民」への移行は、「効率化」と併せて「人間性」重視の面が欠落しないよう配慮が必要。
- ・住民サービスについては、極力「官」より「民」への移行を促進する必要がある。

## 2 協働の定義

協働とは、区民と行政が、地域社会をよりよいものにするために、地域社会を支える主体であることの自覚と責任を持って、地域課題の解決や公共サービスの提供等を連携・協力して行うことです。

つまり、これまでのように単に行政の事業に参加したり、協力したりするのではなく、区民も地域づくりの主体、公共サービスの担い手として、よりよい目黒をつくるために「自主的」に取り組むことです。

協働を進めるためには、公益的な活動を行う区民の団体(区民活動団体)と 行政による協働事業を展開するとともに、その前提として、区民と行政の情報共有のもとで、一人ひとりの区民の政策策定過程への参画(主体的に関わること)と区民の公益的活動の活発化の環境をつくることが重要です。

- ・ 参画と協働のしくみは関連する部分もあるが、分けて考えた方がよい。
- ・行政と区民が一つの仕事をする時、初めから一緒にやっていくということ。
- ・ 誰が、どう担うか。自分がやろうとしている事は何なのか。自分たちが何をしたいのか。これ を明確にすること。
- ・行政に要望するだけではなく、自分たちが何を作っていくのかがなければ変わらない。

- ・ 行政がベースとなるものは行政が、自分たちが担っていく部分は自分たちで。自分たちのニー ズの部分が出発点になる。
- ・ 行政で行っていることは、全体で必要なことの中の何割でしかない。原則として、事業の主体 を住民にしていく。だから、これから住民として、何を自分ができるのか考えていくことが必 要。行政のある部分の下請をやりたくはない。
- ・区民と行政の新しい関係の定義がない。

## 3 協働の原則

区民と行政が協働するに当たっては、以下の協働の原則を相互に守って進めることが必要です。

対等の原則:それぞれの役割と責務を自覚し、対等の立場に立つこと

共通目的の原則:共通の目的を探り、目的を共有すること

時限性の原則:依存や馴れ合い、惰性になるのを防ぐため、期限や目標を

定めること

情報共有の原則:必要な情報を共有すること

公開性の原則:自ら進んで情報を提供するとともに、活動の内容や経過の

公開に努めること

自主性尊重の原則:それぞれ主体的に課題に取組むとともに、相互の自主 性を尊重すること

相互理解の原則:相互の立場や特性の理解に努めること

話合いの原則:双方の考え方や意見の交換の場を設け、話し合うこと協働区民フォーラムと目黒区のパートナーシップ協定にうたわれている協働の原則の考え方です。私達は、これを実践してきたことから、ここでも八つの原則として掲げます。

- ・ 協働の概念については、共通目的を達成していくための手段としてとらえた。
- ・「協働」とは、異質なもの同士の関係を表現したもの。
- ・協働は行政のお手伝いという誤解があるのではないか。
- ・協働は、区とNPOと住民会議が平等に対等な立場でできるように考えるものだ。
- ・ 行政と協働していく場合にどういうルール(約束)をしていくか。

## 4 協働の領域

区民の活動領域と行政の活動領域の関係を、両者の関係性から区分することによって、協働の領域を次のように理解することができます。

行政の主体性のもとに、区民の協力を得ながら行う活動領域 区民と行政が、それぞれの主体性のもとに、連携・協力して行う活動領 は

区民の主体性のもとに、行政の協力を得ながら行う活動領域 協働すべき公共サービスを考える場合、このような活動領域の拡大を視野に 入れて、位置付けしていく必要があります。

協働の領域は、区民ニーズの変化や時代の変化によって移動しますので、その変化に対応した領域を検討する必要があります。

#### (検討段階での意見)

- ・財政上の問題で行政領域が縮小し、区民活動領域の役割が変わる。
- ・ 行政については 1 0 0 %のところは残ると思う。それは意志決定の部分。最終的には、社会的 認知のしくみが行政の役割になる。
- ・個人が背負える領域とそうでない領域がある。公共は個人ではありえない。やっているのは全 て個人だが組織を背景にしている。ほとんど行政が領域を設定する。住民がすみわけていく話。
- ・ 行政が主体のものについては、参加することを義務づけていく。自助、共助、活動を担っていくということ。その支援をどうするか。時代によって動く、住民自治領域が大きくなっていく。
- ・区民活動領域、協働する領域、行政活動領域の3領域の定義が必要。
- ・領域は移動していく。

## 5 協働の担い手

この提言案では、協働の担い手を、区民と行政としています。区民は、一人ひとりの区民と区民活動団体を想定しています。

協働事業の担い手は、区民活動団体(公益的な活動を行う区民の団体)と行政です。政策策定過程へ参画するのは、一人ひとりの区民です。

協働を推進するためには、その担い手である区民の様々な活動への関わりの 拡大と、区民の公益的な活動全般の活発化が重要になります。

もう一つの担い手としては、企業がありますが、この提言では、区民と行政 の協働を中心に置いてしくみの提言をしており、企業については、期待する 事項についてふれています。

企業は、本来の営利を目的とする活動以外に、社会貢献的な活動を行う場合があり、区民と企業、企業と行政の関係についても積極的に協働を進めていくことが必要です。

#### (検討段階での意見)

- ・ あくまで個人としての参画。団体については、別途意見聴取をすることによって団体意見は反映できる。
- ・ 住民参画は 個人・団体すべてが対象にならなくてはいけない。
- ・区民からの問題提起も大事である。
- ・住民参画は個人で案づくり、協働事業実施は団体で実施主体と明確に区別しておくことが大事 ではないか。
- ・参加主体の意志の反映がどのようにされるか。主体の意志反映の評価が、どのように明瞭にできるか。主体が問われてくる。

## 注:この提言では、協働の担い手の「区民」「区民活動団体」「行政」について、次のとおり整理して使っています。

| 「区民」とは     | • | 区民は、区に住み、働き、学び、活動する人及び区民活動団 |
|------------|---|-----------------------------|
|            |   | 体とする                        |
| 「行政」とは     | • | 行政は、目黒区長とその執行機関とする          |
| 「区民活動(団体)」 | • | 区民活動(団体)は、自主的・自立的・自発的に、非営利や |
| とは         |   | 無償で行う公益的な活動(を行う団体)で、区民の構成が中 |
|            |   | 心の、又は、区内に事務所を置く、或いは、区内が活動エリ |
|            |   | アの活動(を行う団体)とする              |

## 第2章 私達が考える区民と行政の協働が求められる理由

私達が考える協働は、これからの目黒にとって大切なものですが、ここでは、 現状を見直すことによって、どんな課題があるのか、そしてなぜ今区民と行 政の新しい関係が求められるのかを考えてみました。

現状は、区民・行政双方に協働に対する意識が欠如していることが明らかに 見られ、そのためにいろいろな点で不都合がでてきています。

また、区民と行政を取り巻く環境も大きく変化してきています。

この課題の解決や変化への対応のために、協働という新しい関係が求められていることを感じます。そして、この新しい関係を築く素地も、目黒には芽生えていることも確認できました。

## 1 現状の区民と行政の関係

現状の把握は、第1章2協働の定義に基づいて、三つの視点から行いました。 協働事業の状況、行政への参画の状況、そして区民活動の状況です。 いずれも、現在は、区民と行政がまだ協働という関係にまで至っていないこ とがわかりました。そして、この関係を変えていくためには、しくみが必要 ということも確認できました。

## (1)協働事業の状況

| 現状と | 個別の事業協力のレベルにとどまり、協働まで至っていません。     |
|-----|-----------------------------------|
| 問題点 | 行政の事業実施の中で、区民との様々な協力が行われていますが、    |
|     | 主体的に担い合う連携・協力になっていません。            |
|     | 一部の行政事業で区民活動団体への委託等が行われていますが、協    |
|     | 働の観点からの基準がなく、個別的な実施になっています。       |
|     | 行政事業について、事業評価が行われていますが、行政内部での評    |
|     | 価に留まっています。                        |
|     | 共催、後援等の制度がありますが、名義使用のみの視点での実施と    |
|     | なっています。                           |
| 理由  | 協働で事業を展開するルールがなく、また協働意識が不足しているため。 |
|     | 区民、行政とも協働に対する理解が不足しているため。         |
|     | 協働事業を総合的に進める態勢ができていないため。          |
|     | 協働の視点で事業を進めるときの基準がないため。           |
|     | 協働事業の効果に対する評価がないため。               |
|     | 協働事業の取り組み情報の公表が不十分なため。            |
|     | 協働事業を担える自主的・自立的な団体が少ないため。         |

#### (検討段階での意見)

- ・ 行政の下請にならないためにということが一番大切と思う。
- ・既得権益を守ろうとする力を突き崩さなければならない。
- ・要望等の採用件数は極めて少数で、「協働」には程遠い。
- ・いわゆる縄張り意識により要望が素直に受け取られず、その結果に悪い影響が出ることある。
- ・対応が一般的に軽く、真剣さに欠ける。
- NPOの人達がどのような要望を持っているのか聞くことも大事。
- ・区民が関心をもつのは身近な生活情報である。

## (2)行政への参画の状況

| 現状と | 意見を言う参加が中心で、区民意見が政策へ十分に反映されていません。  |
|-----|------------------------------------|
| 問題点 | 区政のつどい、区長へのはがきが行われていますが、区民の意見を     |
|     | 言う場が中心です。                          |
|     | 案の作成段階での公表や意見収集はありますが、機会や種類が少な     |
|     | く、個別的・随時的な対応になっています。               |
|     | 案の作成は主に行政が行い、意見を言う段階では案の変更が難しい     |
|     | のが実態です。                            |
|     | 審議会、協議会、公聴会などが行われていますが、十分に機能が発     |
|     | 揮されていません。                          |
| 理由  | 政策策定の早い段階での参加のルールがなく、また参画の意識が低いため。 |
|     | 案の作成前の参画や案の修正可能な段階での参画の場がないため。     |
|     | 区民の地域や行政に対する意識、参画意識が未成熟なため。        |
|     | 政策策定過程情報や参画・意見反映に関する情報が不十分なため。     |
|     | 地域のことを地域が決めるルールがないため。              |
|     | 区民の声が反映された政策評価が行われていないため。          |
|     | 参画の場や種類が少なく、多様な生活や意識に対応できないため。     |

- ・区が示す情報とは、すでに決定段階の情報提供にすぎず、政策策定過程(プロセス)での参加ができない。
- ・政策策定については、変更可能な早い段階での素案を公表してほしい。
- ・条例づくりへの区民参加。男女共同参画の例あり。
- ・現状として区民公募は少なく、行政の説明不足が見られる。
- ・ 政策会議については、重要な施策が決定されるのであるから、情報公開するべきだ。月単位で 内容を公開するべきだ。
- ・政策会議など行政トップの会議、ここでは住民意見の反映はされているのか。
- ・審議会、区民意見が反映されているとはいえない。システムの問題。

- ・公募委員の増加が難しい。
- ・ 学者の座長、区民代表、公募の委員がいる。議論が活発にならない。せっかく公募したのに意 見を言わない人もいる。
- ・ 区の出す情報は、膨大すぎて理解しづらい。
- ・情報が一方通行ではなく双方向である場がほしい。
- ・区の情報は、区民に分かりやすく提供されているか。
- ・情報公開の請求マニュアルがない 他区では用意されている。

## (3)区民活動の状況

## 現状と 問題点

多様な区民活動が存在しますが、公益的な活動としての広がりはまだ不十分です。

多様な区民活動が行われ、NPO法人も年々増えていますが、活動 全般として公益的な活動がまだ十分には広がっていません。

活動の中には、行政依存的な傾向も見受けられます。

活動情報、団体情報、地域情報を知る場が少なく、また、情報を集約できる場もありません。

NPO法人に対する行政の施策がありません。

活動に利用できる施設は多くありますが、時間の区切りや分野別の登録制などで使い勝手が悪くなっています。

行政からの活動への支援や助成は行われていますが、個別的で、統一したルールがありません。

#### 理由

区民活動に対する理解と社会的役割への認識が不足しており、総合的な活発化方策がないため。

情報が不足し、区民と公益的な活動、地域が結びついていないため。 人材、団体、地域などをつなぐネットワークが不足しているため。 自発性に基づいた自立した活動が根付いていないため。

非営利 7やボランティアに対する理解不足のため。

活動のしやすさより管理のしやすさで施設管理が行われているた め

活動、団体、地域の情報に関する集積・発信機能が未整備のため。 区民活動への総合的な支援ルールがないため。

- ・ 横断的な組織、目黒区は支援が一元的になっていない。
- · NPOも情報発信が不足している。
- ・都内他区ではNPO担当窓口を設置している例もあり、参考にしてはどうか。
- ・行政からの情報は色々な形で出ているが、区民同士の情報を伝え合うツールが少ない。
- ・たてわり、ばらまき、お願い構造。補助金、助成金を出す理由を明確に。

- ・助成制度が行政組織の縦割りで、事業ごとに設定されているため区民には分かりづらい。
- ・助成メニュー相互の差異が不明確である。同一の地域活動で複数の申請をすることが可能な印象を与える。
- ・行政による助成活動団体の実態確認・実績確認が、書類上の審査に留まっており不十分である。
- ・制度的に許容されている助成回数が少ない。
- ・まちづくり助成制度について情報提供が不足である。区報の欄は小さい。東京都にも助成制度 があり、その辺の情報もほしい。
- ・助成総額と比較して地域活動団体が多いことの表れであり、行政が考える公平性の限界である。

## 2 区民と行政を取り巻く新しい環境

協働は、地方分権の大きな流れの中で、全国各地の自治体で取り組まれています。しかし、取り組み方の視点は、それぞれの自治体を取り巻く環境によってさまざまです。

特に、住民の意識や行動のあり方によって、協働の方針が左右されているようです。

ここでは、協働の担い手である区民の視点に立って、区民と行政を取り巻く 現在の環境について検討しました。

少なくとも目黒においては、区民の協働への取り組みは芽生えつつあり、今 後、区民と行政の新しい関係を築いていく素地があることが確認できました。

## (1)分権型社会の動き

これまでは、区民の生活に関わる事柄についても、国が様々な政策の中心を 担ってきましたが、生活意識が多様化し、社会的課題が複雑化する中で、国 が中心ではなく、地域や人々の生活に身近な地方自治体が自ら考え、自ら決 め、自ら担うほうが地域の特性を反映した政策展開ができる、これが地方分 権 8の趣旨です。

区市町村が独自に地域の政策を展開するためには、区民意識やニーズを行政がより迅速・的確に把握し、政策づくりに反映することが重要になります。 また、公共サービスの提供など政策実施に当たっては、サービスの質を一層 高めるために、多様なサービス提供主体との連携や関わりが必要になります。

## (2)区民ニーズの多様化

複雑化し多様化する地域課題やニーズに、行政だけで対応していくことには 限界があり、財政面や組織面での制約も出てきています。

地域課題や区民ニーズに効果的かつ的確に対応していくためには、従来行政が担っていた役割の一部を、区民活動団体や企業などが担っていく必要があります。特に、自発性、スピード、独自色、先見性、地域テーマなどに特性を持つといわれるNPO法人をはじめ区民活動団体の役割に対する期待は、たいへん大きなものがあります。

## (3)区民意識の変化

公共サービスは本来、行政が中心になって提供するものと考えられていました。しかし近年、自分たちのことは自分たちで担うという意識が芽生えはじめ、ボランティアやNPOなどの公益的な活動が各地で見られるようになってきました。

このような中、区民活動団体の特性を生かした課題解決の取り組みや公共サービスの提供に対する期待が大きくなってきています。

## (4)区民活動の環境変化

平成 10 年 12 月、法人格付与の制度とはいえ、「市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する」こと及び「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことを趣旨とした特定非営利活動促進法 9 が施行されました。

この法律施行後、目黒区においてもNPO法人が年々増加し、平成 16 年 9 月末現在、東京都認証の団体が72団体になっています。徐々にですが、NPOをはじめとする区民活動団体が活動しやすい環境、公益的な活動を必要とする社会に変化してきています。

## (5)区民と行政の新しい関係構築の素地

目黒区は、少子高齢化が進んでおり、この問題に対する地域での支援・活動 も見られるようになってきました。平成 16 年 9 月 1 日現在、高齢化率 (65 歳以上人口比)は 17.64%、若年層率 (14 歳以下人口比)は 9.94%となって います。

介護が必要な高齢者を支えるためには、介護保険制度だけでは不十分なため、 地域ボランテイアが運営するミニデイサービスは現在19ヶ所(社会福祉協 議会が支援しているもの)あるなど、さまざまな動きがみられます。

子どもの問題については、児童虐待の問題や子育て不安の問題が指摘される中、地域ぐるみで子どもの見守りや子育て支援などの主体的な取り組みが行われるようになってきました。

また、小中学校の総合学習やクラブ活動などに、区民が講師として参加する機会も増え、地域と学校、区民活動と教育など多彩な連携も見られるようになりました。

これらを支えるボランテイアも年々増えています。例えば、社会福祉協議会 ボランテイアセンターのボランテイア登録者は約880名(平成16年8月現在)になります。

さらに、ごみやリサイクル等の環境問題、引ったくりやピッキング等の防犯問題などに対する区民の意識も高まり、地域住民や各種団体がお互いに協力し合う場面も見られるようになりました。

一方、目黒区基本構想をはじめとする区の計画の中で、区民との協働が重要 な視点として位置づけられ、具体的な取り組みもはじめられています。

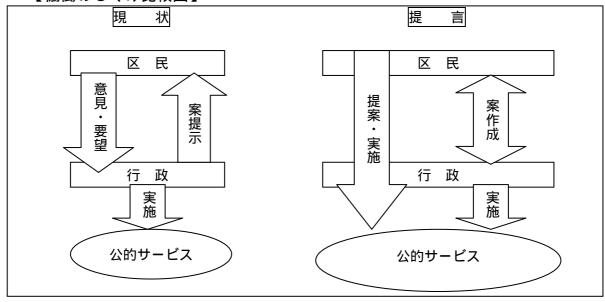
## 第3章 区民と行政の新しい関係を構築するためのしくみ

協働という新しい関係を築くためには、いろいろな手段・方法があります。 協働を目的とした制度や条例、そしてハコモノは、各地で次々とつくられて いますが、十分機能しているとは言えないのが現状ではないでしょうか。 私達は、協働という新しい関係を担う主役は区民であるという視点を大事に しながら、区民の自主的・自立的な活動を側面からバックアップしていくし くみづくりを提言することにしました。

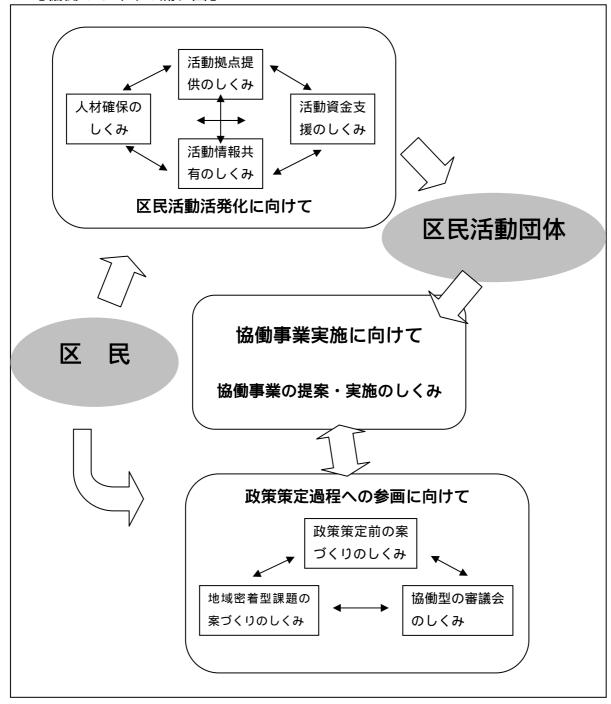
したがって、以下に提言されているしくみは、それ自体では完成形ではありません。協働意識を持った区民が主体的に活動できる器です。また、しくみそのものも、今後の区民の活動によって変えることのできるものです。

すなわち、「協働事業提案・実施のしくみ」は、事業を担う団体が名乗りをあげなければ、まったく機能しないしくみです。また、「政策策定過程への参画に向けて」の三つのしくみも、区民一人ひとりが実際に行政や地域課題に関心を持ち、主体的に関わろうとしなければ機能しません。さらに、「区民活動活発化に向けて」の四つのしくみも、区民活動団体の活動そのものが自主的・自立的・自発的に行われることが前提になければ、機能しないしくみです。議論の過程では、数え切れないほど様々な提案がありました。その中から、上に述べた考え方を中心に、区民が有効に使えば十分機能できるしくみを選択しました。

#### 【協働のしくみ比較図】



## 【協働のしくみの流れ図】



- ・問題があるからしくみではない。地域への関心などがテーマとなっていくものとして考える必要がある。
- ・この提言で挙げている内容について、しくみと縛りとの区別・区分を明確にすることが大切ではないか?ここでの提言は、あくまでもしくみなのだからある程度の曖昧性も必要なのではないか。
- パブリック・コメントは、単に意見を述べるだけなので、PI(パブリックインボルブメント)

制度を導入した方がよい。PIは、意見を述べた者は責任をもって最後まで関わる制度。

- ・現状と必要性は入れ替えるべき。
- ・活発化の実現のためにはしくみの最初の文に。
- ・ 提言構成の順番 参画が事業実施より先ではないかなど。
- ・次のステップは、まさに提言なのだからしくみに入れるべき。
- ・この提言は区長あてなのに、具体性の限度が書かれていない。
- いつまでにやるのか、次のステップに書くべき。
- ・次のステップの段取りとか、推進団体が必要。
- ・図式化して明確に。
- ・ 制度、条例、ハコモノの具体的提言がなくていいのか。
- ・今回は、具体的提言はしていないと明記するべきではないか。
- · 今回の趣旨は、考え方の共通認識が必要ということではないか。
- ・ハードとソフトと単純に分けないほうがいいのではないか。
- ・ソフト提案と見えても結果ハードが伴うこともあるし、考え方の提言と捉えるべきではないか。
- ・フォーラムと議会との関係を提言書の冒頭か末尾に記述をするべき。
- ・もうひとつ、しくみの提言が必要だと思う。「行政と区民との日常的交流のしくみ」を考えることが必要だと思う。
- ・3つのしくみの区分について、それぞれがどこに発案主体を置いているかという視点で見てみることも重要だ。
- ・全体を通じても言えることなのだが、この提言の中には、全くといってよいほど「協議」という言葉が出てこない。行政側の受け手について触れていない。
- しくみの主語がない。誰がやるのか。
- ・ 誰に向けて書いた文章なのか、区長宛でいいのか、それとも区民に理解してもらうのが先か。
- ・区民向けにやさしく簡潔に書き直す必要がある。
- ・ 区長宛としても、区民が後押ししているという意識をもって書くべき。
- ・ 行政を意識しているという視点も加えて書くべきではないか。
- ・考え方の集約としての位置づけなので、全体の表現の仕方を工夫したらいいのでは。
- ・ 体をつかって 頭をつかっての順でいいのではないか。
- ・全体的に簡潔に記述する必要がある。
- ・全体的に言葉の使い方が抽象的で検討の必要がある。
- ・「体」「うつわ」とか、あまりにも抽象的な表現が多すぎる。読み手にわかりにくい。
- ・「最低限」は不適当。代替案:できる限りの最大限、シンプル、簡潔カットしてもいいのではないか。
- ・「最低限」は、合理的・不合理なものもあるなかでという意であれば、後段の区民が有効にという文言で言い表せているのではないか。
- ・非難だけであり、十分機能するものを目指しますという表現に変えたらどうか。

## 1 協働事業実施に向けて

新しい公共を区民活動団体と行政が担うためのしくみを提言します。

従来型の意見を言う、要求するということではなく、実際に身体を使って行動し、事業を担っていくという視点を第一に考えました。提案者が自ら責任を持って、担い手として行動することが、新しい関係の第一歩です。

さまざまな議論の中から、今回このしくみに的を絞った理由は、このしくみが機能することによって行政側の意識改革や事業見直し、そして区民側の意識改革にもつながり、協働領域を広げる突破口の役割を果たすことができると考えたからです。

なお、新しい公共は、行政との協働でしか作れないものではありません。区 民活動のすべてが新しい公共に関わるものだと考えます。その中で、行政と の協働というスタイルをとることがふさわしいものを多くしていくことが重 要と考えて提言します。

#### (検討段階での意見)

- ・事業の見直しなど手直しできるシステムも必要ではないか。
- ・ 個人が提案して 勿論その個人が実施の主体となる。そのために既存のNPO等との連携や支援のしくみが必要になる。
- ・組織づくりのしくみと連動すればいい。
- ・ 各課に関連する事業提案もあるだろうから、タテワリ組織のままの受け皿では不都合な場合も ある。
- ・いわゆるタテ割行政の見直し及び組織の変革が必要。
- ・区民と行政の情報量の差は、個人情報の差である。
- ・協働事業の発案は地域密着課題が基礎であり、整理が必要。
- ・ 協働事業という分野があるのではない。現在行われている多くの事業活動をどのように協働していくか見えない。

## (1)協働事業の提案・実施のしくみ

公共分野の事業を区民活動団体が担えるしくみとして、事業の提案から実施・評価まで自己完結でき、かつ公平性・透明性に留意したものとして提言します。

協働事業の担い手には、さまざまな実施主体が考えられますが、ここでは区 民活動団体からの提案・実施を活かすしくみにし、協働事業の実施に当たっ ては、その事業を担うことができる区民活動団体が協働事業の相手として優 先されるしくみを考えました。

また、一人ひとりの区民については、単なる事業提案だけではなく、事業実施をも求めるという趣旨から対象外としました。しかしこれは、個人の発案を制限・除外するものではなく、「区民活動活発化に向けて」のしくみ提言の

中でフォローしていくことを考えています。

すなわち、一人ひとりの区民の発意からはじまって、協働の担い手の輪がひ るがり、協働事業の提案・実施のしくみを活用できるようにすることも視野 に入れた提言です。

#### 目的

地域課題の解決や公共サービスの提供等の分野で、地域や区民のニーズに即した協働事業を行うため、区民活動団体の発案を活かし、事業能力を発揮できるようにすることが目的です。

同時に、公共的な事業について、多様な主体が担うことができるようにするため、区民活動団体の行政事業への参入機会の拡大を図ることが目的です。

#### 対象

対象となるものは、公共分野の事業に適合し、区民活動団体が担うことがふさわしい内容の事業です。

具体的には、区民活動団体が担っている自発性、スピード、独自色、先見性、 地域テーマなどの取り組みと行政が担う公平・平等の取り組みの連携・協力 が必要な事業です。

#### 機能

区民活動団体の発案が公共分野の事業実施に活かされ、発案した団体自らが 担い手となって、行政と協働して事業を実施します。

区民活動団体が担うことがふさわしい事業について、行政からの提案により 協働で実施します。

実施した事業の評価を、協働で行う機能を持つしくみです。

#### 方法

協働事業実施の方法には、その事業の内容によって様々な方法が考えられますので、最も協働の効果が上がる方法を選択して実施します。

協働事業を実施する場合、事前に区民活動団体と行政との役割・経費の分担 等を明確にします。

協働事業の実施提案の募集は毎年度とし、公開の場でのプレゼンテーションと審査を行います。

公開での審査の結果、提案が協働事業としてふさわしいと認められた場合には、具体化に向けて提案団体と行政の担当所管との協議を行い、その協議経過等については公表します。

事業を実施する場合には、実施方法やそれぞれの役割などを明記した事業協 定を締結し、最もその事業にふさわしい方法を選択して実施します。

行政が協働事業を提案する場合には、その事業の具体的な内容や実施に必要な資格や能力などの基準等を明確に公表した上で、事業の相手を公募します。

#### 評価

実施した協働事業については、協働による評価を通じて、効果的な事業実施と更なる協働推進を図ります。

評価は、実際の事業実施の担い手である区民活動団体と行政及び区民や専門家・受益者等が協働で評価します。

事業が終了した段階では、担当所管との協議や協働事業の報告を行い、評価 に当たっては、事業結果・実施状況の公表を行います。

#### 課題

提案・協議後、実施することになった協働事業が、予算措置段階で企画倒れ とならないようにするため、協働事業について一定の予算配分の枠(区一般 会計予算の1%)を設けて対応することが必要です。

協働事業費の予算措置のため、既存事業の見直しの徹底や区民・専門家等の 参画による事業評価の実施が必要になります。

- ・コスト意識の向上等。
- ・「委託」方式が行政の「下請け業務」に終始しないためには、受託者側に具体的な提案力がな ければならないのではないか。
- ・「委託」契約は、行政の委託内容を実現するというより、受託者の提案(プラン)に賛同した 行政が出資をする関係で目的達成を図ることはできないか。
- ・提案対象は、まちづくり・くらし・こども・高齢者等。
- ・ 受付、審査は行政内組織で行う。各部毎ではなく、専門組織が望ましい。決定権限をもたせる ことが必要。
- ・提案時期は、随時。
- ・ 提案プレゼンテーションは公開、区民参加のシステム。
- ・「協働のしくみ」については、そのプロセスの評価と、成果の評価をわけた方がいい。
- ・評価システムについては、委員会を置く。改善勧告をしたり、打ちきりを決めたりする。
- ・評価したものをどう使うか、何のために、どう使うか。次の改善につなげるためのもの。
- ・実施後評価は、行政+区民の組織がいい。
- ・協働政策提案・実施には、行政がもっている個人情報の開示が必要になる。
- NPO・ボランテイア団体だけでなく、個人参加の方法はとれないか。
- ・ 公開プレゼンは活動資金のところと混線している。
- ・評価は、第3者からの評価で無いと公平性が保てない。
- ・ 予算1%枠は、不調和であり削除するべき。
- ・ 区予算の 1 %枠はむり。
- ・ 協働事業の方法に、団体からの発案の方法の記述がない。
- ・個人意見の反映のしくみはないのか。
- ・ 行政の窓口としては、各部局か統合窓口を想定しているのか。

## 2 政策策定過程への参画に向けて

区民意見を反映させるしくみには、多くの方法があります。しかし、意見を 言うことが中心です。しかも、区民意見は議会などによっても反映されてい ます。

今回、第一に考えたことは、意見を言うという視点ではなく、そのために、 区民自らが政策の案そのものを考え、作ろうという視点で、区民の生活に根 付いた知恵を政策に活かしていくということです。意見を言うだけではなく、 頭を使い知恵を出そうということです。

従来、行政が担ってきた政策立案に区民が主体的に関わり、区民が参画する ことによって、区民ニーズをよりきめ細かく反映できるのではないかと考え たものです。

しかし、このしくみですべての政策案づくりをすることは不可能です。そこで、この精神を補完するものとして、多くの区民意見を反映できる協働型審議会も提言しています。また、地域密着型の課題については、頭だけではなく区民自らが主体的に活動することが必要になっていると考えて、別途のしくみを提言しています。

- ・ 計画策定にあたっては、「誰のために」「何のために」作られるのかを明確にすべきではないか。 従来の計画には、この視点が欠けている。
- ・素案 計画 決定 のうち、変更可能な早い段階すなわち素案の段階での情報が必要。
- ・素案段階から住民参画によって案を作成していくことが必要。
- ・ 協働は全てのまちづくりが対象。区民と行政と議会と三者が協力してやっていくということの 確認が必要。
- ・基本条例をつくることを視野に入れながら、せまい意味ではなくしくみづくりを。
- ・ 行政への住民参加、行政との協働である。議会への住民参画ではない。議員は区民から選挙によって選ばれているのだから。
- ・行政の政策作成権限のなかに、区民が協働・参画するものである。
- ・議会との関係に問題があるとすれば、別途に議会と区民の協働のあり方の議論をするべきもの。
- ・ 見る側の視点の問題ではないか 問題意識をもったアプローチが大切。
- ・意見の反映と意見を言うとは異なる。整理を。
- ・3つのしくみは、全体的に階層構造をもったしくみになっているのか?例えば対象とするものの大小を考えるのなら計画 施策と一般的には階層構造が絞られていくが、そのように考えてよいものなのか?だとすれば、文中の表記についても計画策定過程とか施策策定過程とわかりやすくすべきではないか。
- ・「あくまで意見の反映」という表現はどうか?必ずしも反映されているとは言い切れないので はないか。
- ・「作ろうという視点で、・・・」を「作ろうという視点を加えて、・・・」に。
- ・「この精神を補完するものとして」の意味がよくわからない。

- ・第1段の冒頭で「区民意見を反映させるしくみ・・・」とあるが、この部分主語に対する対象 が記述されていない。「区民が行政に意見を反映・・・・」と記述をするべきではないか。
- ・「口だけでなく、頭を使おうということです」という表現は削除か、変更する。
- ・「区民の手が入る」という表現は、「区民が参画することによって」に。
- ・「しかも、区民意見は議会など・・・」とあるが、議会と行政とを論じることは、明確に分けるべきだと思う。
- 議会の記述については削除すべき。
- ・議会の制度があることを書けばよい。協働は区民と行政のことであり書かなくてよい。
- ・今回の提言は、議会の審議権を侵すものではないことを明記する必要あり。
- ・各3つのしくみが計画・政策・施策に対応しているのか。3つに分ける必然性がよくわからない。 い。協働型の意味がよくわからない。

## (1)政策立案前の区民による案づくりのしくみ

区民のニーズを的確に政策に反映させるしくみとして提言します。 従来行政主導で進めていた政策案づくりを、テーマごとに区民に呼びかけて、 区民自らが案づくりまでをするものです。

このしくみでは、多くの区民の参加や専門性を持った方々の協力、そして運営も含めた区民のノウハウの蓄積が必要になります。これについては「区民活動活発化に向けて」のしくみによってバックアップしていくことになります。

ただし、この案づくりのしくみは、あくまで行政案の策定に先立つ案づくりであって、当然のことながら行政案の策定手続き等は、通常どおり必要になります。

#### 目的

行政の政策立案の前に、区民が自ら案を作り行政に提案することにより、区 民の意見を政策に実質的・具体的に反映します。

#### 対象

基本構想・基本計画など区の基本的な政策に関する素案などで、区民が自ら 案づくりを行うことがふさわしいものが対象です。

実施中の政策や評価も対象に含まれる場合もあります。

#### 機能

実質的に区民意見を政策に反映するため、完全公募型で関心のある区民が参画し、参画した区民が行政の立案前に案を作ります。

#### 方法

対象となるテーマごとに、その都度公募による区民の案づくりの会議を設置

して実施します。

区民が検討した案を行政の立案段階でどのように反映させるかなどについては、相互の役割や責務などを規定した協定を結んで確認し合います。

区民の参画については、子どもの参画、外国籍の人の参画など、区に関わる 様々な人たちが参画できるように配慮します。

区民の案づくりの会議を設置する場合には、テーマに応じた十分な学習機会 を確保するとともに、行政は必要となる資料やデータの積極的な提供を行い ます。

#### 課題

公募によって設置する区民の案づくりの会議について、このしくみの趣旨に ふさわしい運営をするための方法を検討することが必要になります。

区民の参画全般に関する基本的事項のルール化や制度化が必要であり、その制度的な担保のもとで明確に位置づけることが必要です。

区民の参画を確保する上で、区民と行政の意見交換やコミュニケーションの場の拡大とともに、地域課題や行政課題等の情報公開と情報共有が必要です。「区民活動活発化に向けて」のしくみの中に盛り込まれる区民活動の人材確保のしくみとの具体的な連携方法の検討が必要になります。

- ・区民意見の反映は、計画の構想の前段階。すなわち動機の段階から必要。
- ・構想段階の前の動機の段階からの参画が必要ではないか。
- ・区の業務の流れのなかで、構想段階での住民参画、計画段階での住民参画、実施段階での住民 参画がそれぞれある。
- ・参画の領域は、区の基本構想・基本計画・実施計画・分野ごとの計画とする。
- ・政策立案のしくみの対象は、基本構想、実施計画などと具体例で示すことが必要ではないか。
- ・ 関心を持っている人が参画すれば十分ではないか。数の問題ではない。なぜなら、関心を持っている人の意見には、必ず区民の普遍的意見が入っているはず。
- ・子供の参画も、テーマによって方法を検討することが必要。
- ・登録制も検討したらどうか。
- ・行政側からは、場の提供、機器、事務局員の提供が必要。
- ・ 適切な補助金、区民が使うコンサルタント料とか。
- 労働、時間に対する必要経費があってもいいのではないか。
- ・提言のあとの担保・検証が必要。これがないと単なる意見・要望に終わってしまう。
- ・目黒版としては、区側に拘束力をもたせる工夫を検討したらどうだろうか。
- ・区民へ情報公開していく方法を講じる必要がある。
- ・常設ではなく、期限限定のものにすること。
- ・案件はどの範囲、行政側からと区民側から双方でテーマを出す。
- ・テーマ毎にその都度設定される。
- ・テーマ毎に期間は異なる。

- ・ 期間について、長期構想などは長期にわたり、短期間で結論を出すべきものもあるので、一律 というわけにはいかない。
- ・参加そのものの評価をどうするか。区民が、行政の事業を評価する対象にした時にはじめて意味を持つのでは。
- ・「住んでいて良かった」とか「防災が良い」とか、目的に対する評価が必要なのでは。それだ と個別の評価になる。しくみそのものの評価は、また別になると思う。
- ・予算の段階から住民参加のしくみ作り(住民参加の予算組み)。
- ・基本計画を検討する時、住区からの評議員が入った方がいいのではないか。
- ・ 情報公開条例には、着手段階での公表も示されているが、政策会議、区議会への報告の後、公 表となっている。未成熟情報による混乱のこともあり、この辺がむずかしい。
- ・ すでにある情報だけでなく、これからつくられていく情報を共有することも必要。
- ・ 個人情報等行政が積極的に出したくないという情報もある。
- ・ 出したくない情報とは、国・東京都、隣接区・鉄道事業者などと調整をしながら行う事業の場合、公園用地を買う等の場合も地権者との関係であるので事前情報は出しにくい。
- ・データの読み方は大切である。示されたデータがどのような方法によって析出されたかを知った上で、そのデータを活用するという姿勢をもつ必要がある。
- ・「テーマごとに」との記述があるが、具体的なテーマの例示を挙げてもらいたい。
- ・「会議の場について・・・」と記述があるが、「会議の場」とは具体的にどのようなものを指しているのか。
- ・区の基本的な計画だけでなく補助計画を含めて全区的な課題にする。
- ・予算は、どうなる。予算策定については、どの項目に入るか。
- ・会議の場、会議の設置とはどんなものか分かりにくい。

## (2)協働型の審議会のしくみ

区民意見の反映にはさまざまな手法があり、審議会もその一つです。しかし、現在の審議会運営では、区民の意見が十分に反映されているとはいえません。ここでは、審議会の位置づけを明確にして、新しい区民意見の収集・集約方法を提言します。多くの区民が参加することによって、さまざまなニーズや価値観を区民同士が共有しながら、区民意見を政策に反映していこうとするものです。

#### 目的

政策の立案などの場合に置かれる審議会に関して、アリバイ型や通過型等といわれる状況からの脱却を目指して、行政運営における位置づけを明確にすることが目的です。

同時に、審議会への区民の意見反映の拡大と本来の審議会機能の確保を図ることが目的です。

#### 対象

行政が設置する政策の立案などに係る審議会が対象です。

#### 機能

現状の審議会を協働型の審議会に変え、審議会機能を強化します。 審議会の審議過程における区民の参画拡大、区民意見の収集と反映を図りま

す。

#### 方法

審議会の検討前に、区民意見の収集・集約を行います。

審議会の検討段階で、ワークショップ 10など区民参画の場を設け、区民意 見の反映を行います。

審議会の資料や審議経過の情報の公開・公表を積極的に行います。

従来、行政が担当していた審議会事務局へ、区民や区民活動団体が参画する ことよって事務局の運営を協働型にします。

#### 課題

審議会の資料や審議状況などの事前情報・経過情報を素早く公表するなど、 行政情報の積極的な公表が必要になります。

今回は、協働型の審議会のしくみとして提言していますが、行政の各施策の 検討段階や事業の企画段階においても、ワークショップ等の活用を図りなが ら区民の意見を反映させていくことが必要です。

- ・区民公募が不十分。審議会に区民公募を増やす。
- ・公募委員会の下に審議会を置き、区民の意識改革を図る。
- ・学識経験者の存在は弊害の面もある。
- ・審議会は意見を反映しているが象徴的表現が目立つ。
- ・時間帯、日時、回数等の点で参加しにくい。
- たたき台をコンサルタントが作成しているのではないか。
- ・ 今後の審議会は、住民を多く入れることと、審議会の提言をベースにした施策づくりが行われることが必要。
- ・公募者の割合は概ね2~3割程度で、政策決定は「予定の結果」に落ち着く公算が極めて大き い。公募参加者の割合を増やす等の見直しが必要。
- ・審議会の実施回数の増加と参加しやすい開催時間の工夫を更に行う必要あり。併せて、開催日程の情報公開も、同時に区民も一層関心を高める必要あり。
- ・審議会参加者への報酬について、原則として、目黒区では一定の報酬の支払いが行われているが、審議会の内容、構成メンバー等により「報酬なし」も含めて金額の見直しが必要。
- ・審議会における傍聴者の発言の確保と資料の提供等、区民参画への環境を高める必要あり。
- ・ 審議会のあり方について 区民意見の具体化という視点で見直しができないか。

- ・協働型の審議会のしくみという提案内容は、現行の審議会制度を否定するものでは。
- ・ 公募区民を入れることや拡充について問題はないが、協働型というものに変えていくことには 異論がある。
- ・協働型というのは、公募区民の選び方について協働による実施をしていくと考えてよいのか。
- ・「事務局の運営を協働型にします」とあるが、どういうことか?設置準備まで協働で行うこと なのか
- ・ 現状の審議会では、議案資料の作成・準備配布を殆ど行政のお膳立てでやっているが、それを 協働にしていこうということだと思う。
- ・ 公募区民の募集にあたっても協働で、区民からの推薦というのも考えられる。
- ・委員会公募枠の改善が求められる。
- ・協働型の審議会のしくみという名称では、誤解を招く。審議会における区民参加としたらどう か。
- ・「ワークショップを・・・・」とあるが、小委員会の中に学習会を設けるなど様々な工夫が必要。参加をする区民にも見識が求められるわけで、育むためのしくみが大切。
- ・審議会に参加しているが、開催に当たって、誰もが気軽に参加できるように日程を土日などの 祝日や平日の夜間開催の実施など配慮をしてもらいたいと強く思っている。もっと区民に役立 つ審議会にしてもらいたい。
- ・「アリバイ型や通過型」という表現はいかがなものか、削除した方がよい。
- ・ 協働型審議会の機能の項目「現状の審議会を協働型の審議会等に変え、・・・・」は全ていらない。削除すべき。
- ・課題の2つ目いらないので削除すべき。
- ・審議会での情報公開性・資料の配布強化については提言に明記すべき。

## (3)地域密着型課題の案づくりのしくみ

ここでは、地域住民が主体的に課題解決をしていけるしくみを提案します。 地域に密着した課題は数多くあります。ごみや放置自転車問題など日々の暮 らしに直結した課題です。

この課題解決のためには、政策と同時に地域住民の活動が必要不可欠になってきます。そのためのワークショップ手法などさまざまな運営形態が期待されます。

また、目黒区は周囲を複数の区に囲まれており、他区の区民も地域課題解決の取り組みに加わることが必要です。さらに、在勤の方々の力も必要になりますが、そのために参画できる対象を拡大していることが特徴になっています。

#### 目的

地域に密着した課題などに対する該当地域の区民意見の反映と決定への関わりの拡大が目的です。

決定された事項への地域区民の主体的行動を促すとともに、課題解決の取り

組みの拡充が目的です。

#### 対象

地域の公共施設等の計画が対象です。

地域に密着した環境、福祉、教育、防災、防犯等の課題への対応が対象です。

#### 機能

地域課題等を地域の区民が自ら考え、行動するためのルールです。 地域の区民による計画案づくりと、実施段階での主体的な取り組みを確保します。

## 方法

地域課題等の関係エリアの範囲で、その範囲の区民によるテーマごとの案づくりの会議を設置します。

区民が検討した案を行政にどのように反映させるかなどについては、相互の 役割や責務を規定したパートナーシップ協定等により確認し合います。

地域の区民によるテーマごとの案づくりの会議には、子ども、外国籍の人を はじめそのテーマに関わる区民の参画に配慮します。

実施の段階では、区民の役割を明確にするとともに、テーマへの積極的な行動を確保します。

#### 課題

地域型の活動団体との調整を十分に図るとともに、相互の連携や役割を明確にすることが必要です。

地域課題等への区民の積極的な関わりを拡大するには、行政の地域情報、課題に関する情報の公表と、事前の説明や話し合いを実施することが必要です。 区民の参画全般に関する基本的事項のルール化や制度化が必要であり、その制度的な担保のもとで地域型区民参加を明確に位置づけることが必要です。

- ・実態を把握している区民自身で政策化していくことが必要である。
- ・行政と住民が対等に話し合える場を作る。
- ・放置自転車対策など区外住民との関係はどうする。区外の人も参加できるシステムが望ましい。
- ・区民の価値観が二分されるような課題に対しては、行政はどちらが正当であるという評価をしづらい実情がある。双方が粘り強い対話を繰り返すなかで、一定の地域合意を形成していく姿勢が「自立化」の第一歩だ。
- ・ 計画に関係する住民(企業やNPOも含む)と行政の間の調整のための枠組み作りも協働のためには重要である。
- ・定期的、年1回とか半年に1回とか行政との情報交換が必要。
- ・テーマ毎であるから、地域のテーマも同方式で行うことができる。

- ・テーマ選択に際して、区民全体の問題なのか、地域の問題なのかの検討が必要になる。
- ・地域活動のなかには、その活動内容はまさに地域が担うべきであるという性質のものと、本来 は行政がやるべきであるけれど、十分な対応が図れていないので地域力が参入するという場合 があるのではないか。後者であれば、行政が地域課題を担える力をつけた時点で、地域活動の 使命は終わることになる。
- ・ なぜ区民の満足できる計画ができないか。区民がまちづくりをしていない。プラン自体も区民 が作れば良い。行政は支援に限定されるべき。
- ・自分たちで企画・計画すること、ここから始まる。すなわち区民主導、ここに行政が参加する システムが大事。
- ・パブリック・コメントなどの「参画」もあれば、アクションとしての「参画」もある。
- ・住民参画には、参画している区民から参画していない区民への積極的な情報公開が大事である。
- ・ 地域限定と関係エリアに限定してよいものなのか。
- ・地域密着型課題を定めるのは難しい。区民提案型、行政提案型、双方提案型などを類型化すれば整理できるのではないか。区域外住民については、自治体同士の連携で不利益者が出ない配慮が必要。
- ・ここでの主体は、自治組織なのか行政は存在しないのか。
- ・住民としての義務を果たすための地域ミニマムの情報が必要である。

## 3 区民活動活発化に向けて

区民活動団体と行政が協働事業を主体的に実施し、政策策定過程への一人ひとりの区民の参画が広がっていく上で、その前提としては、区民の地域や様々な活動への関わりが拡大し、多様な区民活動が活発に展開されることが必要です。

区民活動の支援の取り組みは、従来、行政が主に担い、日常の活動スペースの提供や資金の支援、活動情報の発信なども行政が中心となっていました。今回提言するしくみは、さまざまな議論があった中から、区民活動の活発化を「ひと」「もの」「かね」「情報」の視点から、人材、拠点施設、資金、情報の四つのしくみとして整理したものです。

区民と行政の新しい関係の構築のもとで、協働事業の実施と政策策定過程への参画を図り、協働推進へとつなげていくために、以下に四つのしくみを提言し、併せて、この提言を実現するため、協働の領域の視点で、総合的なコーディネート機能を含めて最も協働にふさわしい取り組み方が必要であることを提言します。

- ・趣味のサークルも含めて様々な活動が機会さえあれば、社会貢献的な活動へと発展する可能性がある。
- ・支援と行政とのかかわりにおいて、縦割りに管轄されている所管対応を連携した対応にするためにも総合的な窓口が必要。
- ・受け皿としての中間組織が必要ではないか。
- ・ 圧倒的に多い任意団体、趣味や余暇を利用した文化サークル。市民活動の自立化支援の考え方からすれば、このすべてを対象とした支援とすることはできないのではないか。
- ・ 社会的課題を解決する区民活動団体を支えるのは、行政だけではない。地域の課題を解決する 区民活動団体に、区民が参加したり、支えたりする社会的土壌をつくることが、「支援」の本来 の意義。
- ・区民活動団体への行政以外からの支援が豊かになるということは、区民が区民活動を支える土 壌・環境がどれほど豊かになったかというバロメーターになるということでもある。
- ・自立的活動とは、地域の課題について、自分たちで解決しようとする問題意識と主体的な行動力とをもっていること。場所、設備など活動に必要な基盤整備や資金の調達について、自ら捻出しようとする意思と実行力をもっていること。協働の対等な当事者として、行政への具体的な提案力をもっていること。自ら活動の現状に自足することなく、つねに発展的にあたらしい展開を志向していること。理解者・賛同者がふえ、人材が集まって来るような求心力を活動自体がもっていること。地域の認知度をあげるための努力を継続的に重ねていること。
- ・「自立」の促し方によっては、間違った自立観を育んでしまうことがある。それは具体的には 「行政に依存した自立観」であったり、「自己調達力の希薄な自立観」であったりする。「自立 力」とは、あくまでも他者の力によって不当にコントロールされない、自らの活動を自身で維 持できる力のことではないか。

- ・ 具体的なボランティア活動の段階で「自立」についての十分な議論を尽くしていないと、NP Oとして立ち上がったときに脆いケースが見受けられる。
- ・支援の担い手としては、区民と事業者が考えられる。
- ・目黒には、支える組織があるのか。区民支援の組織を作ることが必要だ。
- ・ 住区住民会議は地域の(人たちの任意の)活動団体。
- ・住区住民会議も最初は大変だった。今は独自の活動がある。
- ・これからの住民会議の在り方は住民会議自身が決めるべきこと。
- ・区ばかりではなく、地域コミュニティの拠点であるべき住区住民会議も含めて今後の望ましい 支援のあり方として検討される必要がある。
- ・ 色々な活動を横断的にコーディネートするシステムが必要。
- ・ 立ち上げ支援については、 資金、 情報提供の場、 組織化への助言(コーディネーター支援)、 活動場所の確保に関する支援などが挙げられる。
- ・ 支援の対象や目的は明確にしていく必要がある。また、支援決定の経過で担当者が活動を確認 するなどのことも考えていく必要があるのではないか。
- ・ 継続的な活動を維持するには相当の労力が必要であり、そこから活動の拡大を図るのにはかな りの困難を背負わざるを得ない。しかし、安易な行政依存は危険であると感じる。
- ・ 行政の支援は、手とり足とりで過剰な情報提供をするか、単に相談分野によって振り分ける対 応に終始するのが限界である。その点、民間の鍛えられたアプローチは、自立を促していくの に有効である。官ではだめである。
- ・ 行政が市民活動の内実を監視するようになるのは、市民活動の自由を保障する上で問題が少なくない。
- ・ N P O センターは各 N P O をサポートする事を目的とした N P O。 評議会や連絡会のような団体の代表が集まった組織ではない。
- ・公設公営のものから民設民営のものまでさまざまで、形態も幅広く支援するものから特化型(情報や場所、資金のみの支援)のものもある。
- ・異なったリソースを持ったNPOどうしのコーディネート機能が必要。
- ・ 都内や他県にも支援センターはあるので、目黒区の支援の方法は情報提供レベル (情報のネットワーク)に留めておくのがよい。
- ・ 支援センターの規模が目黒サイズの活動に対応できれば、あらゆるグラデーションにも応じられるのではないか。困っている人に届くボランティアを誘導できることが大切である。
- ・ 自立化を損なわない支援のあり方を考慮したとき、運営主体とはどのような形態のものが望ま しいか。
- ・次のような機能を備えた区民活動支援センターの設置が有効な手立てである。 相談窓口(マネジメント・コンサルティング機能)、 区民・区民活動団体の交流の機会、 区民同士がフラットに交流できるフリースペースの設置、 情報提供の機能、 研修機能、 資機材、会議室等。
- ・区民活動支援センターの運営を行政との協働で行う場合、施設の設置は公設とし、委託先は民 営が適当である。
- ・民営のあり方としては、区民団体による運営協議体形式によるNPO法人への委託、民間の中間支援サポートNPOへの委託等が考えられる。

- ・ボランティアセンターによる運営については、議論できていないが検討の余地はある。
- ・地域活動は、第一に気持ち、第二に能力。

## (1)区民活動の人材確保のしくみ

区民活動の主役は、区民です。その区民は、皆その生活の過程でさまざまな 経験や知識などの専門性を身につけています。例えば病院勤務で培った看護 の知識とか会社で長く経理部門に携わったことによる会計・税務の知識など です。これらは、区民が共有し活用できる資源です。

一方、区民活動が活発化するなかでは、複式簿記会計が必要になるとか、保健に関する知識が必要になるとか、専門性が求められる場面が多くなります。したがって、この両者の出会いづくりが必要になってきますが、今回のしくみでは、まずは区民それぞれの関心や共有できる資源である専門性を把握することに重点をおいています。そしてその過程のなかで自主的な区民活動への参画が進むことを期待するものです。

#### 目的

よりよい地域社会の課題解決や公共サービスの提供を行うために、区民活動に必要な人材を確保することが目的です。

#### 対象

区民及び区民活動団体が対象です。

#### 機能

区民活動や地域に関心を持つ区民に対し、意識の啓発や活動の相談を行い、 区民の地域や様々な活動への関わりを拡大します。

専門性のある活動人材や責任感のある活動人材を発掘、育成、供給(派遣) して、区民活動を後押しします。

#### 方法

様々な媒体を使って、区民に対する区民活動の啓発や活動人材の発掘、育成 を行います。

区民活動や地域に関心を持つ人について、区民が持つ関心や意欲をグルーピングすることなどにより、個々人の登録できる制度を作って、他のしくみに活かします。

専門分野の知識やコーディネート技術等を持った人・団体については、登録制度(人材バンクなど)を作って活かします。

#### 課題

既にある支援の組織との効果的な連携方法などの検討が必要です。

区民活動を支援する人や団体に対する人的、物的、資金的なサポーターの確保が必要となります。

- ・活動を支えていくには、やはり人材が必要なのではないか。
- ・ 活動の中心になる人が出てこないと、烏合の衆になってしまう。人材の育成がなければ活動が 育たない。
- だれでもボランティアになれる。
- ・身近なところの相談窓口が必要である。
- ・本当に相談するのだろうか。自立した団体であれば、課題は自分たちの知恵を絞って解決する だろう。
- ・区民サイドの勉強不足は改善の余地がある。
- ・人材バンクには区内在住の有識者、区職員を加え、人材の層を厚くする。
- ・活動の柱となる人材、専門・識者が必要。
- ・ 例として人材バンク (人を集め育成する)というものがある。
- ・ 専門家との連携のあり方として情報提供を受ける(相談、助言、アドバイス)。
- ・問題解決を支援する窓口の設置。
- ・ 支援の相談窓口は解答を与えるのではなく、できるだけ相談者が考えて解決する方向で支援することが大切だ。
- ・ 人材の本来の目的は、協働推進できる人の発掘である。したがって具体的例示は、ちょっと違う。一般的でない。
- ・住民参画が実現できたとして、果たして多くの区民が参加してくれるのだろうか。
- 育成のことが書かれていない。
- ・ 供給派遣のシステムをくわしく。
- ・協働センター機能として、地域活動している人がボランティアスタッフを確保出来るしくみ、 地域活動したい人がどこへ行ったら活動できるのか、活動を援助してほしいときにいけるしく み、活動発展のための学習・ディスカッションの場。
- ・社協・シルバー人材との連携は。
- ・専門性が果たして必要か。人材を含めたセンター機能として位置づければよい。
- ・人材の育成は、区民向けの養成講座が効果的。
- ・人材のデータベースは、個人情報保護の配慮が必要。
- ・人材に専門性の言葉は使わないほうがいい。資格のイメージをもつ。
- ・人材を発掘する必要があるのか。その代わり参加してくるしくみが必要。
- ・ 関心・興味を書き込んで、一般区民が参加できるしくみにすること。
- ・基本は人材育成だ。その区民とは、専門性ではなく、会議のすすめ方・文章の書き方・情報収集整理の仕方などを身につけさせること。すなわち 洗練された区民、新公人の育成である。
- ・セミナー・研修の必要。
- ・ 育成という言葉はキライ。自己啓発でどうか。
- ・ 協働とは、区民はマンパワーだけ。場所・金・情報は行政の役割。
- ・ 人材のしくみについては不要。

## (2)活動拠点提供のしくみ

区民活動にとって、活動拠点(事務所スペース等)の確保は大きな問題であり、 さまざまな提案がされてきました。その議論の過程では、場の提供に当たっ ては自立という視点が大事であること、及び現状の行政施設の有効活用の必 要性が確認されました。

今回は、その中から協働事業実施に関わる活動であり、かつ一時的な活動拠点の提供という二点に限定してしくみを提案しています。

また、活動拠点という場については行政施設に限定せず、民間施設も対象に しています。

今後このしくみの実施を契機として、既存の活動の場についても、活動活発 化に向けた視点からの区民全体の理解が進むものと期待されます。

#### 目的

区民活動団体の活動立上げ期等の活動拠点(事務所スペース等)を確保し、 物理的負担を軽減して活動を促進することが目的です。

#### 対象

立ち上げ期等の区民活動団体で、活動拠点が確保できない団体が対象です。

#### 機能

活動拠点が確保できない区民活動団体に対して、そのスペースの提供を行います。

活動拠点の機能として、会議室機能、印刷機能、連絡機能、情報収集・発信機能、情報処理機能等を確保します。

#### 方法

既存の行政施設や空き施設の活用により、活動拠点の提供を行います。 民間施設の活用により、活動拠点の提供を行います。

提供された活動拠点は、区民活動団体が自主的に運営管理できるようにします。

提供される活動拠点は、立ち上げ期等に限定するなど、賃貸借、有期限を明確にします。

#### 課題

活動拠点とは別に、活動のスペースとしての既存施設の会議室や集会室等については、区民の活動全般の活発化の上から、その利用方法や情報の一元化が必要です。

#### (検討段階での意見)

- ・ 助成金よりも、働く場所(活動の場所)を。
- ・支援はハードの部分では、「場所」の提供などに代表される。
- ・常設の事務所スペースは、団体にとって安定的な活動の拠点という意味で有用。
- ・場所そのものを全部提供するのではなく、賃貸料の一部助成といった支援もある。どこで自立 性を確保するかという視点は、私たち自身の側に問われているように思う。
- ・ 行政施設の有効活用という視点からみれば、小・中学校の空き教室や住区センターのオープンスペース(旧・住区サービス事務所跡地)などが検討されてよいのではないか。
- ・事務所スペース同様に、使用期間を限定し、利用団体の自立と公平性とを確保する必要がある。
- ・区民主導で管理、運営、情報公開し、使用ルールを作成する。
- ・「場」(活動拠点)の提供 SOHO支援等、ただし時限的な支援とする。
- ・公設民営施設はNPO主導で行う。
- ・ 施設使用方法など、地域福祉のボランティアとサークルが同列というのはおかしいのではない か。
- ・ 定例的な活動の場の確保という点では、目黒区は、他区と比較してもスペース的には充足している。
- ・ 資材の置き場所支援は、まず活動のあり方を工夫したり見直したりして、本当に支援の必要な 箇所がどこなのかを考える必要がある。
- ・「もの(設備・備品等)」の支援。
- ハードとして住区センターはNPO活動の拠点としてはベスト。
- ・こうした支援は、その団体がやがて自らの事務所スペースを確保して自立するまでの過渡的な ものとして年限を定めておくべき。
- ・使用頻度の高い施設にはロッカー等を備えることで、個々の需要を満たすことも今後の支援の ひとつとして考慮されてよい。
- ・ 利用率改善のため、宅老所、グループホーム、デイサービスの場として活用する。
- ・住民会議と協力のあり方を見直し、貸し部屋的機能から開かれた区民、行政の話し合いの場と する。
- ・既存の公営施設を有効に活用する。
- ・ 住区センターの建物の活用について話し合いができる場。
- ・ 立ち上げ時の活動拠点に限定するのは、これまでの議論と異なる。区内には施設が充実しており、立ち上げ時の相談はセンターに機能を持たせればよい。
- ・バザーをやる場所の提供がない。公園でできるしくみを。
- ・活動拠点のところで、活動の会場に関する事項を最初に入れる。

## (3)活動資金の支援のしくみ

活動資金の提供元としては、行政の助成金がまず考えられます。しかし、区 民活動を区民が支えるという視点からは、行政支援にのみ頼るというわけに はいきません。

今回の資金提供元としては、区民・企業を含めた区に関わる活動主体の全体

を対象にしたしくみの提案をしています。

この実現のためには、提供元としての区民の理解を含めて多くの課題がありますが、新たな活動資金の支援のしくみづくりをはじめることを提案しています。

#### 目的

区民活動団体の立上げ期及び活動維持・拡大期の資金を提供することにより、 活動を促進することが目的です。

#### 対象

立上げ期の資金を必要とする区民活動団体が対象です。

活動の継続、発展を目指す上で資金を必要とする区民活動や活動団体が対象です。

区民活動に対する区民や企業等からの寄附と区の拠出金などが対象です。

#### 機能

立上げ期及び活動維持・拡大期の資金を必要とする区民活動団体に対する活動資金を円滑に提供します。

区民や企業等からの寄附金や区の拠出金などを原資とするファンド(基金) 方式で、活動資金を提供します。

区民活動に対する区民の支援の意思を、ファンドへの寄附を通じて活動資金の流れに反映します。

#### 方法

行政、民間等広く資金を集めて、区民活動団体に対する効果的な資金提供の 流れを構築します。

従来の行政依存ではなく、区民による運営を中心としたファンド運営を行い ます。

活動資金を提供する団体や活動を選定するに当たっては、公開によるコンペ方式等、透明性、公平性が確保された第三者による審査を行います。

区民や企業等が寄附のしやすいしくみにして、資金を確保します。

財団等の民間資金の情報について、一元的な情報収集を行い、多様な活動資金提供の情報を管理し、公表します。

#### 課題

企業の区民活動に対する資金支援の考え方の整理や寄附との関係の整理が必要です。

区民の選択性導入による住民税の一定枠(1%)のファンドへの原資化を検討する必要があります。

活動資金の提供については、活動に対する資金提供と団体に対する資金提供

#### の整理が必要です。

既存の活動促進型の助成制度や既存の補助事業については、透明性や公平性 の確保の観点、新たな活動資金支援のしくみとの関係から見直しが必要です。

- ・ 支援策には「立ち上げ支援」の性質と「活動促進支援」の性質がある。「立ち上げ支援」のねらいは自立促進であり、「活動促進支援」のねらいは活動の発展・拡充の可能性だ。
- ・ 安易に支援を求める姿勢は、自立化の観点からは問題がある。まず、自助努力で解決できるものが何かを探るべきだ。
- ・自分達でお金の捻出が必要(会費、企業、財団の助成金)。
- ・ 行政の支援はときとして「自立化」を損なうこともある。行政の安易な支援は、支援をもとめる私たちの意識の反映でもあることをもう一度考えるべき。
- ・区民にとって助成団体の実績報告にアクセスする方途が閉ざされているのは、透明性の点で問題を残している。公に公開するしくみづくりが必要だろう。
- ・ 既存の助成制度(含む補助制度)の中で見直す必要のある事業も少なくないのではないか。
- ・特定の地域活動団体に100%補助をしている場合、同様の活動を展開している新しい団体が 参入しづらい環境を形成してしまう。
- ・行政と何らか関っているものに限定しないと。例えば、町会は自分たちで金を集めてやっている。住区住民会議は100%行政からお金をもらっている。評価したり文句をいうのでも、おのずと違ってくる。
- ・助成金の撤廃。
- ・ 実績報告を公開するしくみは、統一的につくられるのではなく、助成団体自身の個々の活動を 通して拡がっていくのが望ましい。
- ・民間・行政の助成の情報を併せ持つ機関の創設も考慮されてよいかも知れない。
- ・立ち上げ時の支援助成は、恒常的な活動促進には有効に機能しづらい。
- ・自立という観点から、100%補助は資金を絶たれたときに活動自体が成立しなくなるという 点で問題がある。
- ・支援の資金源は、区の各種助成金を統合して財源に充当するべきである(区助成統合方式)。
- ・支援の資金源は、「区の助成」「個人寄附」「法人(企業)寄附」など複数の財源の総和をもって構成するべきだろう(ファンド方式)。
- ・ 行政の申請型の助成金を一元化しファンド化する。
- ・ファンド化することによって、行政から離れ区民の自由・自律性を確保することができる。
- ・ファンドの運営は、支援センターなどの第3者機関に委託する。
- ・第3者機関では、区民・区民活動団体を中心とした構成による審査委員会を設置し、審査の公開性・透明性を高める。
- ・経済状況による銀行金利に左右されるという面を持つ反面、事業者や区民からの寄附を、直接、 活動団体への支援にできるという面も持つ。
- ・寄附文化が定着すれば、税金以外での基金の増額も将来的な展望となり得る。
- ・区民・事業者の寄附は基金にむけられるものと、団体指定の制度を併せ持つべきである。
- ・行政支援や民間支援ばかりでなく、区民支援という視点も考えるべきでは。あの活動になら支

援してもよいという区民理解や地域の認知度を高めていくことは、単に資金カンパという以上 の意味がある。

- ・審査委員会では、助成基準を明確にし、公開コンペ行うとか助成を受けた事業の実施結果を公開の報告会で発表させるなど、助成金についてできうる限り公開性・透明性を高める必要がある。
- ・「自立化のための支援」という視点とは、活動の立ち上げ支援という意味に留まるのか、活動 促進という性質はないのか。
- ・ 資金提供の対象は、始めの一歩を支援する「立ち上げ助成」と、活動の継続性を支援する「活動促進助成」の双方をみたすのが望ましい。
- ・区助成統合方式の場合、申請窓口を一元化することが必要。その場合、審査は目的別分類による審査とするか、申請目的を問わず一律審査とするかの問題がある。
- ・助成審査のシステムは「プレゼン方式」による「審査会の公開審査」が有効である。
- ・ 行政の限りあるパイを分配しあうことばかりに意識がいくのは、自立化の視点からは問題が多いと思われる。
- ・区民活動団体にとっては、活動が定着し発展的な団体の維持の方が、資金面の調達が難しい。
- ・ 従来の事業面への助成という役割に加え、例えば家賃等の一部助成など、団体運営面への助成 も視野に入れた見直しが必要。
- ・ 目黒区の補助金の中で、特定の団体に支出するのではなく、助成金として団体からの申請により支出先を審査した方が効果的と思われるものなど、現在の補助金制度を見直し、まちづくり 団体助成を充実させるに足る基金とする必要がある。
- ・現在の補助金制度について公募制、審査基準、審査の公開制、評価制度などのよる透明性が検討される必要がある。
- ・補助金制度の一元化等の見直しを将来的な課題として位置付ける必要がある。
- ・ 区民活動の財政基盤を継続的に検討する機関を設置し、補助金等の見直しだけでなく、区民活動全般への資金援助のあり方を検討していくことが必要。
- ・活動資金は依存体質の発生に注意。補助金の廃止とオープンな場での審査、3年ごとにリセットなどの検討があった。税の一定割合は、自治体の施策として批判もあり、議論が必要。
- ・活動資金がなぜ必要なのか。
- ・ 助成金にメス入れるしくみが必要。
- ・提供先は、提供元のマチガイでは。
- ・自分たちで資金源をみつける支援が必要。
- ・このファンドは、行政にいいように使われる恐れがある。
- ・金融機関の創設とかでなければ、中途半端な提言だ。
- ・ 資金支援については、その情報の提供のしくみを。

## (4)活動情報の共有化のしくみ

情報は、区民活動の活発化にとって、最も重要な要素の一つであるという共通認識のもと、各分科会でさまざまな議論がされてきました。また、行政側の情報公開が、今まで以上にされなくてはならないということも確認されています。

一方、区民同士の情報共有は、既に部分的に実施されてもいます。例えば地域版ポータルサイト 11とか連絡会などです。

今回は、上記の前提にたって区民活動活発化の視点から、区民同士の情報共 有のしくみを提案することにしました。

そのためには、情報の受け手としての区民であることとともに、自主的・積極的な情報の出し手としての区民であることが必要になると考えます。

#### 目的

区民活動団体、区民、行政の情報共有によって、活動の促進を図ることが目的です。

#### 常校

活動内容、活動団体に関する情報、地域の情報、行政の情報や専門機関の情報などが対象情報です。

#### 機能

区民活動、地域、行政等に関する情報を収集・集約し、区民や地域に向けて 発信、提供します。

区民活動団体の情報提供のルールを作り、活動のPR、活動の普及、活動意識の啓発を行います。

地域型の団体やテーマ型の団体など、相互の特性を活かした交流を目的とする活動団体間の連携・ネットワークづくりを図ります。

#### 方法

区民に対する情報の受発信については、区民ポータルサイト等の活用を含めてルール化を図ります。

地域型の団体とテーマ型の団体など区民活動団体間の交流については、まずネットワーク組織、連絡会、交流会等の組織化を図るとともに、活動情報の受発信のしくみを構築していきます。

情報発信については、印刷物・インターネット(IT 12)など様々な方法を使っていきます。

#### 課題

個人情報保護と活動情報・団体情報公開との調整が必要です。

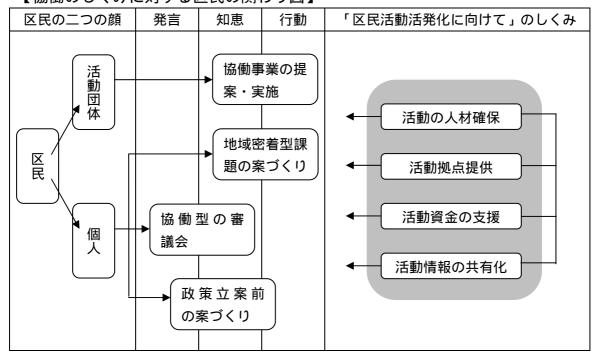
活動や団体の情報の収集、管理について、協働で行うための担い手の確保が必要です。

- ・ネットワーク化していくことで情報共有ができる。
- ・ テーマ型組織が地域型団体になぜ声を掛けないのだろうか。
- ・団体のネットワークは同種の活動ばかりでなく、異分野の活動相互でも有効である。
- ・ 間口の広さが必要。活動のコーディネート(ハローワーク的なもの)。
- ・ 広報について、区側からの情報だけではなくて、住民側の情報発信をもっと期待してもよいのではないか。ものによっては区民サイドから発信されたものとして、ベストパフォーマンス賞といったことを考えてもよいのではないか。
- ・自治という面では町会・自治会でやっている。連携、場を作っていく、これが体制づくり。
- ・ N P O については、その独自の活動のほか他区民組織と連携を図り、行政との協働をより有効なものとして構築するしくみづくりが必要ではないか。
- ・せっかくよい活動があっても情報が届かないともったいない。
- ・コミュニティボードなどの情報発信スペースの確保や、住区ニュースを活用した団体紹介など の広報手段の充実、また公営掲示板への掲出方法の確立やホームページによる紹介など、発信 回路をもたない地域団体にとってはどれも支援を要する領域。
- ・ 区民活動支援のためのデータ (例えば災害弱者の情報など)を提供してほしいのだが、個人情報の問題でむずかしい。
- ・特定の地域活動(例えば、捨て猫保護や避妊手術の啓発)を行政が認知することで、地域全体 の誤解が解消され、活動への理解力が増すことも事実。
- ・地域活動の区民認知は、その活動を通して自ら区民理解を求めていくことが本来のあり方だ。
- ・ 行政の認知という「お墨付き」を求めるのではなく、地道な活動の蓄積こそが大切。
- ・ 自立的な活動の為には、区民活動団体同士のネットワークによる交流、経験の交流、情報交換、 自分達の活動の点検方法を獲得していく事などが必要。
- ・ 活動自体をどう地域に公開していくかという透明性の確保が不可欠だと思う。公開・公正の視点をもつことだ。
- ・「情報」の支援 情報バンクとしての機能(データ蓄積) 情報発信源としての機能(情報誌の 発行) 情報誌の作成は区民、配布は行政支援という方式。
- ・情報の共有とは双方向のものである。地域の意見も情報ではないか。区民どうしの情報のやり 取りもある。
- ・住民発行による区民ニュースはどうか。住民の声情報、区民の視点でニュースを集める。区民 活動の情報紙。作成…区民(区民団体をネットワーク化)支援…行政。
- ・区報も区民の手で作る。
- ・活動団体が、地域にむけて発信する仕組みは、今後整備していく必要のある課題。
- ・情報発信組織が必要。地域・テーマを区民に呼びかける役割、場所の提供など。
- ・IT活用をサポートするNPO等を支援する制度。
- ・情報発信方法としては、多くのチャンネルがあった方が良い。
- ・ ネット使用のメリット 用紙代、通信費がかからず、大量の伝達ができる。デメリット イン

ターネットを利用しない人、高齢者には届かない。

- ・ネットがもっと普及するためには、環境整備が必要である。
- ・住区センター、図書館等で閲覧用パソコンが利用できるような工夫。
- ・顔を見ながらの情報交換も大切(顔の見えるネットワーク)。
- ・情報が共有できるたまり場があったら楽しい。
- ・ 地域ポータルサイト支援制度。運営は区民側が行うほうがよい。
- ・サイト運営委員会が必要。
- ・図書館を情報拠点として活用することはどうか。
- ・ 目黒区専用の情報を伝えるテレビがない。インターネットが代わりになっている。
- ・ 区の施設を利用して、もっとIT教育的普及のできるシステムができないか。
- ・ I T が利用されるようになってきた。利用しない方が損をする時代になってきているのではないだろうか。
- ・ 区民がI Tを活用するレベルに達するための受け皿になるような、教育・指導の場所やしくみづくりが必要ではないか。
- · ケイタイ電話(I MODE)からの乗り入れも考慮する。
- ・区民が誰でも自由に使える情報端末を区の施設に配置。
- ・広報紙のメリット、デメリットは、インターネットの逆になる。
- ・住区センターや学校など、いろいろとITの活用が出来る可能性があるのではないだろうか。
- ・ 電子掲示板・回覧板。今の回覧板は回りが遅い。区民から出せない。
- ・区民と行政の日常的交流の場が必要。
- ・ 活動情報については、情報発信・広報手段など関心が高い。

#### 【協働のしくみに対する区民の関わり図】



## 第4章 次のステップに向けて

この提言では、区民と行政の新しい関係を構築するためのしくみの提言を行いましたが、提言されたしくみが展開され、新しい関係を維持・発展させていくためには、制度的な位置付けを明確にすることが必要です。

また、協働を推進していくためには、きまりや方法が形づくられるだけでは 不可能であり、それを運用する行政及び職員の協働推進に対する意識改革が 不可欠です。

区民と行政の新しい関係の構築の次のステップに向けて、以下の取り組みが 進められることを期待します。

## 1 今後の区民と行政の新しい関係の持続のために

## (1)協働を推進する制度

協働、参画、活動活発化を推進していくためには、人事や予算などによる行政の一方的な事情で、区民と行政の新しい関係を変更することが無いように、 裏づけとなる制度を構築することが必要です。

また、このような協働推進に係る制度をつくるに当たっては、協働にふさわ しい方法でつくることが当然に求められます。

具体的には、自治基本条例、協働推進条例、まちづくり基本条例、区民活動 促進条例などの条例やパブリック・コメント (13)や電子会議室などの 制度などが挙げられますが、それぞれ相互に関わりあう部分も考えられるこ とから、どのような条例・制度が必要であるのかを十分に検討することが大 切です。

## (2)行政の意識改革

今回提言したしくみやその後の制度として条例などを作ったとしても、他の 自治体の例に見られるように、"制度はあれども機能せず"というようなこと では、協働は進みません。

しくみや制度を機能的に運用していくためには、区民の意識改革はもちろん 必要ですが、協働を支える車の両輪としての行政職員の意識改革も不可欠で す。

行政の意識改革を進めて、協働の視点で行政施策の展開を図り、個々の事業 においても区民参画を充実させていくことが求められます。

## さあ、あなたの出番です・・・ 区民へのメッセージ

子どもを守る地域の輪が広がっています。

町会・自治会やPTA、自主サークルなどの地域の人たちが、買い物や散歩のときなどに地域パトロールをしています。お蕎麦屋さんの"出前パトロール"は有名です。お母さんたちの買い物自転車にもパトロール中の文字が書かれていたり、犬の散歩をする人がパトロール中の文字が書かれたタスキをしているのをご覧になった方もいらっしゃると思います。

お年寄りを見守る輪も広がっています。

新聞屋さんや郵便局員が、ポストにたまった新聞や郵便物で、お年寄りの 異変を伝えてくれている所もあります。

こんな風に、地域の人が少しずつ力を寄せ合って、住みよいまちづくりが始まっています。今までは、パトロールは警察に、お年寄りのことは福祉の人に頼んでいました。でもこれからは、何でも行政に依存していた時代から、区民一人ひとりが行動することで、地域の課題を解決していく時代に少しずつ変わっていくようです。

「協働のしくみづくりを考える区民フォーラム」では、そんな時代の幕開けにふさわしい"区民と行政の新しい関係"と"目黒らしい協働のあり方"について一年にわたって考えてきました。いままで地道に活動を続けてきた団体が、行政と力をあわせて事業を進めていくことができるようなしくみです。また、区民が日々の生活や活動の中で見つけた様々な課題を、自ら参加し、自ら行動することによって解決していくことができるようなしくみです。これからは、行政の情報や地域の情報がみんなで共有されることにより、目黒の新しいまちづくりが始まっていくのです。

さあ、あなたの出番です。お年寄りは知恵袋を、若い人はパワーや専門性をちょっと貸してください。一人ひとりの力は小さくても、小さい力が少しずつ集まってくれば、きっと大きな力となります。"安心してすみ続けられる"目黒をつくっていくのは、私たちなのですから。

## 用語解説(他の自治体等の資料などを参考に、提言に出てくる用語を解説します)

1 **特定非営利活動法人(NPO法人)**(参考:東京都「社会貢献活動団体との協働マーニュアル」)

NPO(Nonprofit Organization)とは、民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、 人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織を指します。NPOのうち、 特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、法人化した組織をNPO法人と言います。

特定非営利活動促進法に基づく認証には、都道府県の認証(事務所の所在地)と内閣府の認証(2つ以上の都道府県に事務所)の2種類あります。

NPO に含まれる団体の範囲については、狭義から広義まであり、国内でも海外でも使われ 方は統一されていませんが、広義では、NPO法人、ボランティア団体、任意の活動団体から町 会・自治会などの地縁組織まで含めて、社会貢献活動を行う団体がNPOとされています。

(9 特定非営利活動促進法も参照)

2 ボランティア(参考:東京都「社会貢献活動団体との協働マニュアル」)

ボランティアとは個人のことを指し、ボランティアが集まってボランティアグループができます。グループが組織化されることによって、ボランティア団体と扱われることが多いようです。 代表者がいる、規則がある、事務局があるなど、組織としての継続性を有しているかどうかで、 ボランティアグループとボランティア団体を分ける場合があります。

ボランティア団体は、NPOに含まれますが、その運営や活動をボランティアのみが担っている団体を指すのが一般的です。

- 3 パートナーシップ (参考:豊島区「区民と行政とのパートナーシップ会議提言」) パートナーシップとは、地域の諸団体と行政とが、自立したパートナーとしてお互いを認めあっことです。つまり、社会的な目的の実現に向け協議し、政策を提言したり、それぞれの団体がもつ多様な専門性や技術を活かして、共通する課題の解決やサービスの提供などの活動を行ったりする関係を表すものです。
- 4 コラボレーション(参考:浜松市「市民活動懇話会提言」)

コラボレーションとは、異なる環境にあるものや異なる考え方を持ったものが、共通の目的に 対して活動することで、今までにないものを創り上げていくことです。

区民と行政が、それぞれの特性を活かし、共通する目的のため、対等に役割分担しながら活動 することです。

5 **コ・プロダクション**(参考: 財 滋賀総合研究所「NPOと行政のパートナーシャプのあり方」)

コ・プロダクションとは、荒木昭次郎さんの『参加と協働-新しい市民=行政関係の創造-』によればCoproductionの訳で、1977年、インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロム教授が、「地域住民と自治体職員とが協働して自治体政府の役割を果たしてゆくこと」の意味を一語で表現するために造語したものとしており、協働の概念を、「地域住民と自治体職員とが、心を合わせ、力を合わせ、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用であると自治対政府が住民の意思に基づいて判断した公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給してゆく活動体系」と

定義しています。

施行されました。

1 0

6 新しい公共(参考:新宿区「ボランティア・NPO等との協働の推進に関する基本 方針」)

新しい公共とは、従来の私的な領域と公的な領域の二元論では割り切れない、中間的な領域に 生じる公共的需要のことで、行政本来の守備範囲を超えた公共的な領域を言います。

新しい公共に応えていくには、公共的サービスは行政が主体・担い手という考え方ではなく、 行政とは違う切り口や多様な発想によって、柔軟できめ細かく、小回りがきくサービスを提供で きるボランティア団体やNPO等もその担い手であるという認識のもと、協働することが求めら れます。

7 **非営利**(参考:東京都「社会貢献活動団体との協働マニュアル」)

非営利とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益(剰余金)を団体の構成員に分配しないことを意味しています。

したがって、民間の非営利組織が有償でサービスを提供したり、金銭のやりとりを伴う事業を 行ったり、有給のスタッフを擁したりすることは一般的です。分かりやすく表現すると、儲けて もいいが、出資者に配分しないということです。

非営利性は、ボランティア活動の無償性とは性質を異にします。ボランティア活動の無償性は、活動者が個人の労力に対する報酬をもらわないことを意味します。NPOの非営利性についてよく見られる誤解は、公共施設の貸出時に見られる「シンポジウムを有料で行うのはお金を稼ぐことだから、皆さんの活動は市民活動とはみなせません」といった考え方です。これは、団体の非営利性とボランティア活動の無償性を混同している例です。

8 **|地方分権**(参考:埼玉県「埼玉県の地方分権ホームページ」)

地方分権とは、「地域の課題は地域で解決できるようにする」、 すなわち 地域の自己決定権を拡充する、 というものです。

5次にわたる地方分権推進委員会の勧告の後、平成12年4月1日に地方分権推進一括法が施行され、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置付けられた地方分権改革が第一歩を踏み出しました。

9 特定非営利活動促進法(参考:東京都「社会貢献活動団体との協働マニュアル」) 民間の非営利組織が法人格を取得できる途を開き、社会貢献活動の健全な発展を促進し公益の 増進に寄与することを目的として、平成10年12月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が

この法人制度は、所轄庁が「お墨付き」を与えるというものではありません。個々のNPO法人の信用は、法人の活動実績、情報公開等により、自らが築き上げることになります。

ワークショップ(参考:福島市「ふくしま協働型まちづくりワークショップ新聞」) ワークショップ(Work Shop)とは、仕事場・工作室という意味があり、それが転じて具体的な物事を詳しく検討する会議や体験的に技術を習得する研修会などの意味にも使われるようになったもので、「地域の様々な分野の人々が集まり、協力しながら共同作業をすることによって、問題を発見したり、解決の糸口を探ったりする手法」のことです。 具体的には、ゲーム形式の様々なプログラムを使って、楽しみながら作業を進めていきます。そうすることによって、固定観念にとらわれない豊かな発想が生まれるのです。

1 1 **ポータルサイト**(参考: SOHO - WEBホームページ「最初に覚えるネット用語 50」)

「ポータルサイト」はネット用語の中でも比較的新しい言葉です。「ポータル」(Portal)とは「入口」とか「玄関」という意味。「ポータルサイト」は、「入口となる Web サイト」つまり、「インターネットを使って Web を見るときの最初の入口」といった意味になります。ポータルサイトは、アレとコレが揃っているサイトというような定義はありません。簡単に言えば、インターネットを利用するとき最初に開くページです。Web 上の進路(リンク)を選ぶ水先案内人になってくれる旅行ガイドブックのような存在です。

1 2 **IT**(参考:岐阜県生涯学習センター「NPOまちづくりIT講習ホームページ」) IT(アイティー)とは、Information Technology (インフォメーションテクノロジー)の略で、日本語に訳せば「情報通信技術」となります。

情報通信分野に関連する技術を利用する方法のことをいいます。インターネットを使って情報を集めたり、電子メールで遠くの人と連絡をとったりすることはその一例です。

13 パブリック・コメント(参考:埼玉県戸田市ホームページ「市民パブリック・コメント」)

パブリック・コメントとは、欧米で広く実施され、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。端的に言えば、行政機関などの意思決定過程において広く市民に素案を公表することであり、その反響を行政運営に活かすシステムです。今までに、制度化されていなかった市民の声を取り入れる仕組み、基本ルールとして注目されています。特に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことを閣議決定(平成11年3月23日)し、平成11年4月から実施しています。